

平成30年度 瑞浪市地域防災計画新旧対照表 【本編】

修正箇所		修正案			現計画			備考
1 章 3 節 3 項	P8	第3項 市域の災害特性			第3項 市域の災害特性			主な修正 内容(1)
		1 風水害			1 風水害			
		(略)			(略)			
		昭和34年 9月26日	伊勢湾台風 (台風15号)	死者2名、重傷者31名、家屋倒壊85棟、半 壊218棟、床上浸水2棟、床下浸水101棟	昭和34年 9月26日	伊勢湾台風 (台風15号)	死者2名、重傷者31名、家屋倒壊85棟、半 壊218棟、床上浸水2棟、床下浸水101棟	
		平成23年 9月20～ 21日	台風15号	市内全域(主に日吉町)： _____家屋床上浸水1棟、床下浸水7棟、河 川災害49箇所、農地被害27箇所	平成23年 9月20～ 21日	台風15号	市内全域(主に日吉町)： <u>災害対策本部 設置し、日吉町・大湫町に避難勧告を 発表</u> ：家屋床上浸水1棟、床下浸水7棟、河 川災害49箇所、農地被害27箇所	
		平成28年 9月20日	台風16号	市内全域： _____家屋床上浸水1棟、床下 浸水8棟、土砂流入1棟、道路被害34箇所、 河川被害17箇所、橋梁被害1箇所、農地等 被害20箇所	平成28年 9月20日	台風16号	市内全域： <u>災害対策本部を設置し、市内 全域に避難準備情報、釜戸町の一部に避 難勧告を発令</u> ：家屋床上浸水1棟、床下浸 水8棟、土砂流入1棟、道路被害34箇所、 河川被害17箇所、橋梁被害1箇所、農地等 被害20箇所	
<u>平成29年 7月4日</u>	<u>台風3号</u>	<u>市内全域(主に陶町)：住家床上浸水4棟、 住家床下浸水25棟、非住家被害3棟、敷地 内土砂流入2箇所、道路被害17箇所、河川 被害5箇所、農地等被害11箇所、山林被害 2箇所</u>						
<u>平成29年 8月18日 ～19日</u>	<u>豪雨</u>	<u>市内全域：住家床下浸水4棟、道路被害 2箇所、河川被害2箇所、農地等被害7 箇所、山地(ため池)被害1箇所、学校 施設等被害1箇所 釜戸町土砂災害：住家床上浸水1棟、住 家床下浸水2棟、道路被害4箇所、河川 被害1箇所、農地等被害1箇所</u>						

修正箇所	修正案	現計画	備考												
1章5節1項	P13 第5節 市民・自主防災組織・事業者の役割 _____ 第1項 市民 (略) そのため、市民は「自らの生命は自ら守る」(自助)という防災の基本的な考え方を踏まえ、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には、まずは自らの身の安全を守るように行動する必要があります。防災・減災に向けた市民の _____ 役割として、次表のような項目が考えられます。 <table border="1" data-bbox="277 576 1099 874"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害時</th> <th>平常時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民</td> <td>(略)</td> <td>(略) ○自主防災組織に参加したり、日頃から隣近所の人とコミュニケーションを図ったりして、助け合いの精神を養う。 <u>○保険・共済等の生活再建に向けて事前に備える。</u></td> </tr> </tbody> </table>		災害時	平常時	市民	(略)	(略) ○自主防災組織に参加したり、日頃から隣近所の人とコミュニケーションを図ったりして、助け合いの精神を養う。 <u>○保険・共済等の生活再建に向けて事前に備える。</u>	第5節 市民・自主防災組織・事業者の役割 <u>と責務</u> 第1項 市民 (略) そのため、市民は「自らの生命は自ら守る」(自助)という防災の基本的な考え方を踏まえ、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には、まずは自らの身の安全を守るように行動する必要があります。防災・減災に向けた市民の <u>責務・</u> 役割として、次表のような項目が考えられます。 <table border="1" data-bbox="1133 576 1955 874"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害時</th> <th>平常時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民</td> <td>(略)</td> <td>(略) ○自主防災組織に参加したり、日頃から隣近所の人とコミュニケーションを図ったりして、助け合いの精神を養う。 _____</td> </tr> </tbody> </table>		災害時	平常時	市民	(略)	(略) ○自主防災組織に参加したり、日頃から隣近所の人とコミュニケーションを図ったりして、助け合いの精神を養う。 _____	主な修正内容(2)
	災害時	平常時													
市民	(略)	(略) ○自主防災組織に参加したり、日頃から隣近所の人とコミュニケーションを図ったりして、助け合いの精神を養う。 <u>○保険・共済等の生活再建に向けて事前に備える。</u>													
	災害時	平常時													
市民	(略)	(略) ○自主防災組織に参加したり、日頃から隣近所の人とコミュニケーションを図ったりして、助け合いの精神を養う。 _____													
1章5節3項	P15 第3項 事業者 (略) 防災面での事業者の _____ 役割としては、次表のようなものが考えられます。 <table border="1" data-bbox="277 1054 1099 1398"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害時</th> <th>平常時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者</td> <td>(略)</td> <td>(略) ○従業員の消防団への加入を促進するとともに、従業員の消防団活動が円滑に行えるよう配慮する。 <u>○要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</u></td> </tr> </tbody> </table>		災害時	平常時	事業者	(略)	(略) ○従業員の消防団への加入を促進するとともに、従業員の消防団活動が円滑に行えるよう配慮する。 <u>○要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</u>	第3項 事業者 (略) 防災面での事業者の <u>責務・</u> 役割としては、次表のようなものが考えられます。 <table border="1" data-bbox="1133 1054 1955 1398"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害時</th> <th>平常時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者</td> <td>(略)</td> <td>(略) ○従業員の消防団への加入を促進するとともに、従業員の消防団活動が円滑に行えるよう配慮する。 _____ _____ _____</td> </tr> </tbody> </table>		災害時	平常時	事業者	(略)	(略) ○従業員の消防団への加入を促進するとともに、従業員の消防団活動が円滑に行えるよう配慮する。 _____ _____ _____	主な修正内容(2)
	災害時	平常時													
事業者	(略)	(略) ○従業員の消防団への加入を促進するとともに、従業員の消防団活動が円滑に行えるよう配慮する。 <u>○要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</u>													
	災害時	平常時													
事業者	(略)	(略) ○従業員の消防団への加入を促進するとともに、従業員の消防団活動が円滑に行えるよう配慮する。 _____ _____ _____													

修正箇所	修正案	現計画	備考
2章1節3項・4項	P23 第3項 土砂災害ハザードマップ等の作成 瑞浪市は、各地域別に <u>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域のほか、土砂災害に関する情報の伝達方法や指定緊急避難場所などを記載した土砂災害ハザードマップ、災害対策マニュアル等を分かりやすく作成します。</u> （略） 第4項 <u>防災知識の普及</u> <u>市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、水や食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えなどについて、普及啓発を図ります。</u>	第3項 土砂災害ハザードマップ等の作成 瑞浪市は、各地域別に_____土砂災害ハザードマップ、災害対策マニュアル等を分かりやすく作成します。	主な修正内容（3）
2章2節4項	P24-1 第4項 土砂災害警戒避難体制の整備（略） 2 避難勧告等発令の判断 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定します。また、 <u>面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域を分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲を</u> あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて随時見直しに努めます。	第4項 土砂災害警戒避難体制の整備（略） 2 避難勧告等発令の判断 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定します。また、 <u>土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、事前に定めた発令単位と区域等に</u> _____避難勧告_____を発令できるよう、_____あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて随時見直しに努めます。	

修正箇所		修正案	現計画	備考
2章2節5項	P24-2	<p>第5項 ため池等補強対策</p> <p><u>瑞浪市は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点ため池等緊急度の高いものから順次実施します。</u></p> <p><u>また、市は、決壊した場合に大きな被害をもらすおそれのあるため池について、ハザードマップを作成するなどにより、適切な情報提供を図ります。</u></p> <p>《資料編》</p> <p>S2-02-04-01 <u>地震後に緊急点検報告する農業用ダム・ため池一覧表</u></p>	<p>第5項 ため池等補強対策</p> <p><u>老朽化が進んでいるため池については、堤体・取水施設等の改修・補強に努めます。また、雨期等、洪水の発生が予想される場合には、事前の巡回点検に努め、必要に応じて土のう、杭等の応急資材を準備します。</u></p> <p>《資料編》</p> <p>S2-02-04-01 <u>老朽ため池等状況</u></p>	<p>主な修正内容（4）</p>
2章3節3項	P25	<p>第3項 防災活動拠点の整備</p> <p>1 災害応急活動の中核拠点の整備（略）</p> <p>また、災害対策本部設置予定場所である市役所庁舎が被災し、防災無線等の通信機能が十分に機能しなくなった場合に備え、防災対策を迅速かつ効果的に実施するためのサブ施設の整備を<u>行い</u>ます。</p> <p>併せて、自家発電設備等の整備等により、十分な期間、災害対策本部の機能を維持するとともに、<u>災害情報を一元的に把握・共有することのできる体制を整備することで本部機能の充実・強化に努めます。</u></p>	<p>第3項 防災活動拠点の整備</p> <p>1 災害応急活動の中核拠点の整備（略）</p> <p>また、災害対策本部設置予定場所である市役所庁舎が被災し、防災無線等の通信機能が十分に機能しなくなった場合に備え、防災対策を迅速かつ効果的に実施するためのサブ施設の整備を、<u>耐震補強計画又は施設の増改築計画に併せて検討</u>します。</p> <p>併せて、自家発電設備等の整備等により、十分な期間、災害対策本部の機能が維持できるように<u>努めます。</u></p>	<p>主な修正内容（5）</p>
2章4節3項	P27-1	<p>第3項 防災関係機関および民間事業者との連携・協力体制</p> <p>（略）このようなことを未然に防ぐため、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションを図るなど、「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、訓練・<u>研修</u>等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めます。（略）</p>	<p>第3項 防災関係機関および民間事業者との連携・協力体制</p> <p>（略）このようなことを未然に防ぐため、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションを図るなど、「顔の見える関係」の構築に努めるとともに、訓練<u>_____</u>等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めます。（略）</p>	

修正箇所	修正案	現計画	備考
	<p>さらに、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等、民間事業者に委託可能な災害対策業務や物資の緊急輸送拠点の確保等については、民間事業者と協定を締結する、<u>輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握する</u>等して、災害時に民間事業者のノウハウや能力、施設が活用できる体制を確立します。</p>	<p>さらに、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等、民間事業者に委託可能な災害対策業務や物資の緊急輸送拠点の確保等については、民間事業者と協定を締結する_____等して、災害時に民間事業者のノウハウや能力、施設が活用できる体制を確立します。</p>	<p>主な修正内容（6）</p>
<p>2章 11節 3項</p>	<p>P39 第3項 その他の防災訓練の実施 市及び防災関係機関は、各機関において、適宜、通信連絡訓練(情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練)、動員訓練(職員を動員し、初動体制を確保するための訓練)、図上訓練(消防機関、警察機関、学校関係機関の協力のもと、水害、地震等を想定し、図上で実施する訓練)、<u>実働訓練(消火器、消火栓、防火水槽等を活用した訓練、座屈救出、応急手当)</u>等を実施します。 (略)</p>	<p>第3項 その他の防災訓練の実施 市及び防災関係機関は、各機関において、適宜、通信連絡訓練(情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練)、動員訓練(職員を動員し、初動体制を確保するための訓練)、図上訓練(消防機関、警察機関、学校関係機関の協力のもと、水害、地震等を想定し、図上で実施する訓練)_____等を実施します。 (略)</p>	
<p>2章 12節 3項</p>	<p>P41 第3項 避難その他の訓練 (略) <u>学校等においては、毎学期1回訓練を実施します。</u>訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童・生徒の自主的活動とがあいまって十分効果を収めるように努めます。また、平素から全職員及び児童・生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底して、災害時における組織活動がスムーズに運ぶように努めます。 訓練を実施する場合、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、訓練による事故防止に努めます。 _____また、<u>市は、毎年1月26日の文化財防火デーに併せて文化財防火訓練を実施するとともに、指定文化財等の所有者又は管理者に対して防火設備の設置・点検を促します。</u> (略)</p>	<p>第3項 避難その他の訓練 (略) _____訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童・生徒の自主的活動とがあいまって十分効果を収めるように努めます。また、平素から全職員及び児童・生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底して、災害時における組織活動がスムーズに運ぶように努めます。 訓練を実施する場合、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、訓練による事故防止に努めます。 <u>学校等においては、訓練は毎学期1回実施します。また、指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年1月26日を文化財防火デーと定め、文化財防火訓練を実施するよう努め</u>_____ _____ます。(略)</p>	

修正箇所	修正案	現計画	備考
2章 14節 2項	P44 第2項 情報収集・通信手段の確保 (略) 瑞浪市は、災害時に情報を迅速かつ的確に収集・伝達する手段を確保し、情報の収集・伝達の遅れを回避するため、 <u>_____</u> 広域的な大規模災害も想定し、情報通信手段の多重化・多様化を推進します。また、機動的な情報収集活動を行うため、車両等の使用や、必要に応じてヘリコプターの出動を要請するなど、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進します。 <u>加えて、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めます。</u> (略)	第2項 情報収集・通信手段の確保 (略) 瑞浪市は、災害時に情報を迅速かつ的確に収集・伝達する手段を確保し、情報の収集・伝達の遅れを回避するため、 <u>また、</u> 広域的な大規模災害も想定し、情報通信手段の多重化・多様化を推進します。また、機動的な情報収集活動を行うため、車両等の使用や、必要に応じてヘリコプターの出動を要請するなど、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進します。 <u>_____</u> <u>_____</u> (略)	
2章 15節 2項	P46-1 第2項 避難場所等の整備 瑞浪市は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地、又は構造上安全である都市公園、河川敷、公民館、学校等の公共的施設等を対象とし、その管理者の同意を得た上で、緊急避難場所・避難所としてあらかじめ指定 <u>し</u> <u>_____</u> ます。また、災害の想定等により、必要と認められる場合は、近隣自治体の指定緊急避難場所に避難できるよう、日頃から近隣自治体と連携を図ります。避難所に指定された建物については、避難が長期化する場合も想定し、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備や資機材の整備に努めるとともに、 <u>あらかじめ備蓄場所の確保を進め</u> ます。	第2項 避難場所等の整備 瑞浪市は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地、又は構造上安全である都市公園、河川敷、公民館、学校等の公共的施設等を対象とし、その管理者の同意を得た上で、緊急避難場所・避難所としてあらかじめ指定 <u>するとともに、市民への避難場所等の周知徹底に努め</u> ます。また、災害の想定等により、必要と認められる場合は、近隣自治体の指定緊急避難場所に避難できるよう、日頃から近隣自治体と連携を図ります。避難所に指定された建物については、避難が長期化する場合も想定し、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備や資機材の整備に努め <u>_____</u> ます。	

修正箇所		修正案	現計画	備考
2章 15節 3項	P46-1	<p>第3項 避難場所等の広報 (略)</p> <p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動に危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、<u>「近隣の緊急的な安全な場所」</u>への移動又は<u>「屋内安全確保」</u>を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めます。</p> <p><u>市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示したハザードマップや広報紙等を活用して広報活動を実施します。</u></p>	<p>第3項 避難場所等の広報 (略)</p> <p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動に危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での待避等</u>を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めます。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
2章 15節 4項	P46-2	<p>第4項 避難所運営マニュアルの策定 (略) また、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するとともに、避難所の運営管理のために必要な知識等について、市民への普及に努めます。</p> <p><u>市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努めます。</u></p>	<p>第4項 避難所運営マニュアルの策定 (略) また、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するとともに、避難所の運営管理のために必要な知識等について、市民への普及に努めます。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
2章 18節 4項	P49	<p>第4項 物資の集積場所</p> <p>瑞浪市では、市民体育館、<u>瑞浪中央公園</u>を、応急輸送物資の中継拠点となる<u>地域内輸送</u>拠点施設と位置づけます。なお、市民体育館が被災し使用不能の場合は被害の少ない地域の公共施設を利用します。</p> <p><u>S3-02-01-12 地域内輸送拠点候補地</u></p>	<p>第4項 物資の集積場所</p> <p>瑞浪市では、市民体育館_____を、応急輸送物資の中継拠点となる<u>一次集積配分</u>拠点施設と位置づけます。なお、市民体育館が被災し使用不能の場合は被害の少ない地域の公共施設を利用します。</p> <p>_____</p>	

修正箇所		修正案	現計画	備考
2章18節4項	P49	<p><u>第5項 り災証明書の発行体制の整備</u></p> <p><u>瑞浪市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築などを計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。</u></p> <p><u>また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討します。</u></p>		
2章20節2項	P51-1	<p>第2項 避難行動要支援者名簿</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成・提供 (略)</p> <p>作成した名簿は、異動や認定変更等により適宜更新に務めるとともに、避難行動要支援者本人の同意のもと、平常時より消防機関や自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員等に提供し、災害時の避難支援等の際の基礎資料として利用します。<u>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2項 避難行動要支援者名簿</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成・提供 (略)</p> <p>作成した名簿は、異動や認定変更等により適宜更新に務めるとともに、避難行動要支援者本人の同意のもと、平常時より消防機関や自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員等に提供し、災害時の避難支援等の際の基礎資料として利用します。_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	
2章20節7項	P52	<p>第7項 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難対策</p> <p>(略) また、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(病院、授産施設等、一覧は資料編を参照)についても、利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、洪水予報等を<u>防災行政無線、防災ラジオ、絆メールなどで伝達</u>します。<u>区域内の要配慮者利用施設の管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保計画等を策定し、市に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施します。</u></p>	<p>第7項 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難対策</p> <p>(略) また、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(病院、授産施設等、一覧は資料編を参照)についても、利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、洪水予報等<u>の伝達方法を定め</u>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>主な修正内容(7)</p>

修正箇所	修正案	現計画	備考																								
2章20節8項	P52 第8項 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難対策 (略) また、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設(病院、授産施設等、一覧は資料編を参照)についても、利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、土砂災害に関する情報を <u>防災行政無線、防災ラジオ、絆メールなどで伝達</u> します。 <u>区域内の要配慮者利用施設の管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害に係る避難確保計画等を作成するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施</u> します。	第8項 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難対策 (略) また、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設(病院、授産施設等、一覧は資料編を参照)についても、利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、土砂災害に関する情報の <u>伝達方法を定め</u> ます。	主な修正内容(7)																								
3章1節1項	P55 第1項 災害対策本部運用計画 1 風水害時の体制と災害対策本部の設置基準 (略) <table border="1" data-bbox="277 751 1108 1430"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備体制</td> <td>①大雨・洪水のいずれかの注意報が発表された場合 ②市内で震度3の地震を観測した場合 ③<u>南海トラフに関連する臨時情報(1号)が発表された場合</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td>(略) ②市内で震度4又は5弱の地震を観測した場合 ③<u>南海トラフに関連する臨時情報(2号～)が発表された場合</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2非常体制</td> <td>(略) ③震度5強以上の地震を観測した<u>場合</u> ④<u>県内で原災法第15条第2項に該当する事故が発生した場合</u> ⑤<u>県の一部が原災法第15条に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合</u> ⑥<u>市長が必要と認めた場合</u></td> </tr> </tbody> </table>	基準		準備体制	①大雨・洪水のいずれかの注意報が発表された場合 ②市内で震度3の地震を観測した場合 ③ <u>南海トラフに関連する臨時情報(1号)が発表された場合</u>	(略)	(略)	第2警戒体制	(略) ②市内で震度4又は5弱の地震を観測した場合 ③ <u>南海トラフに関連する臨時情報(2号～)が発表された場合</u> (略)	(略)	(略)	第2非常体制	(略) ③震度5強以上の地震を観測した <u>場合</u> ④ <u>県内で原災法第15条第2項に該当する事故が発生した場合</u> ⑤ <u>県の一部が原災法第15条に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合</u> ⑥ <u>市長が必要と認めた場合</u>	第1項 災害対策本部運用計画 1 風水害時の体制と災害対策本部の設置基準 (略) <table border="1" data-bbox="1135 751 1966 1430"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備体制</td> <td>①大雨・洪水のいずれかの注意報が発表された場合 ②市内で震度3の地震を観測した場合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td>(略) ②市内で震度4又は5弱の地震を観測した場合 ③<u>東海地震注意情報(カラーレベル黄)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2非常体制</td> <td>(略) ③震度5強以上の地震を観測した<u>とき</u> ④<u>東海地震予知情報(カラーレベル赤)</u> ⑤<u>県内で原災法第15条第2項に該当する事故が発生した場合</u> ⑥<u>県の一部が原災法第15条に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合</u> ⑦<u>市長が必要と認めた場合</u></td> </tr> </tbody> </table>	基準		準備体制	①大雨・洪水のいずれかの注意報が発表された場合 ②市内で震度3の地震を観測した場合	(略)	(略)	第2警戒体制	(略) ②市内で震度4又は5弱の地震を観測した場合 ③ <u>東海地震注意情報(カラーレベル黄)</u> (略)	(略)	(略)	第2非常体制	(略) ③震度5強以上の地震を観測した <u>とき</u> ④ <u>東海地震予知情報(カラーレベル赤)</u> ⑤ <u>県内で原災法第15条第2項に該当する事故が発生した場合</u> ⑥ <u>県の一部が原災法第15条に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合</u> ⑦ <u>市長が必要と認めた場合</u>	主な修正内容(8)
基準																											
準備体制	①大雨・洪水のいずれかの注意報が発表された場合 ②市内で震度3の地震を観測した場合 ③ <u>南海トラフに関連する臨時情報(1号)が発表された場合</u>																										
(略)	(略)																										
第2警戒体制	(略) ②市内で震度4又は5弱の地震を観測した場合 ③ <u>南海トラフに関連する臨時情報(2号～)が発表された場合</u> (略)																										
(略)	(略)																										
第2非常体制	(略) ③震度5強以上の地震を観測した <u>場合</u> ④ <u>県内で原災法第15条第2項に該当する事故が発生した場合</u> ⑤ <u>県の一部が原災法第15条に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合</u> ⑥ <u>市長が必要と認めた場合</u>																										
基準																											
準備体制	①大雨・洪水のいずれかの注意報が発表された場合 ②市内で震度3の地震を観測した場合																										
(略)	(略)																										
第2警戒体制	(略) ②市内で震度4又は5弱の地震を観測した場合 ③ <u>東海地震注意情報(カラーレベル黄)</u> (略)																										
(略)	(略)																										
第2非常体制	(略) ③震度5強以上の地震を観測した <u>とき</u> ④ <u>東海地震予知情報(カラーレベル赤)</u> ⑤ <u>県内で原災法第15条第2項に該当する事故が発生した場合</u> ⑥ <u>県の一部が原災法第15条に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合</u> ⑦ <u>市長が必要と認めた場合</u>																										

修正箇所		修正案	現計画	備考
3章 1節 1項	P58	<p>第1項 災害対策本部運用計画 (略)</p> <p>6 情報共有・連絡体制の確立 市は、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡します。また、災害事態に対する認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段・体制を確保し、緊密に連絡を取り合<u>うとともに</u>、必要に応じて職員を相互に派遣し、情報の共有に努めます。</p> <p><u>加えて、災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することで、迅速かつ適切な対応に努めます。</u></p>	<p>第1項 災害対策本部運用計画 (略)</p> <p>6 情報共有・連絡体制の確立 市は、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡します。また、災害事態に対する認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段・体制を確保し、緊密に連絡を取り合<u>います。さらに</u>、必要に応じて職員を相互に派遣し、情報の共有に努めます。</p>	
3章 2節 4項	P61	<p>第3項 自衛隊災害派遣要請計画 (略)</p> <p><u>第4項 応援部隊の活動拠点候補地の指定</u> 市は、<u>広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊の応援部隊等の救助・消火活動等の応急活動や支援物資の受入れ、集積及び配分等に必要となる拠点候補地をあらかじめ指定します。</u></p> <p><u>災害時には、応援部隊の活動拠点及び地域内輸送拠点候補地を活用し、応援部隊の配置、支援物資の配分計画、ライフライン事業者の復旧活動等に応じた活動拠点を定め、受援体制を整備します。</u></p> <p><u>S3-02-01-11 応援部隊の活動拠点候補地</u></p> <p><u>S3-02-01-12 地域内輸送拠点候補地</u></p> <p>第5項 広域応援体制の確立 (略)</p> <p>第6項 ボランティア活動 (略)</p>	<p>第3項 自衛隊災害派遣要請計画 (略)</p> <p>第4項 広域応援体制の確立 (略)</p> <p>第5項 ボランティア活動 (略)</p>	<p>主な修正 内容(9)</p>

修正箇所	修正案	現計画	備考
3章6節2項	<p>第2項 避難計画 (略)</p> <p>4 避難勧告等の判断基準</p> <p>瑞浪市は、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づいて策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により避難勧告等の発令基準を明確にし、「避難準備・高齢者等避難開始」を含め、避難勧告等を適切に発令します。<u>発令においては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫する、その対象者を明確にする、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。</u></p> <p><u>また、躊躇なく、避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、体制の構築に努めます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2項 避難計画 (略)</p> <p>4 避難勧告等の判断基準</p> <p>瑞浪市は、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づいて策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により避難勧告等の発令基準を明確にし、「避難準備・高齢者等避難開始」を含め、避難勧告等を適切に発令します。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	主な修正内容(10)
3章6節3項～13項	<p>(略)</p> <p>第2項 避難計画 (略)</p> <p>第3項 災害広報</p> <p><u>災害発生後、市は、災害の発生状況や応急対策活動の状況、被災者生活に関する情報など、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報提供に努めます。また、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力を得て、正確な情報提供を行うとともに、デマ等の事実を確認したときはその解消のため適切な措置を講じます。</u></p> <p><u>広報にあたっては、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮します。</u></p>	<p>(略)</p> <p>第2項 避難計画 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	主な修正内容(11)

修正箇所	修正案	現計画	備考
P86	<p><u>第4項</u> 食料供給計画 (略)</p> <p><u>第5項</u> 給水計画 (略)</p> <p><u>第6項</u> 生活必需物資供給計画 (略)</p> <p>2 生活必需物資の集積・配分 物資の集積・配分場所となる<u>地域内輸送拠点</u>は、<u>市民体育館、瑞浪中央公園</u>とします。ただし、災害時の_____近辺の道路渋滞・混雑を緩和するため、必要に応じて他の適切な場所へ配送拠点を分散させる等の方策をとります。 (略) 《資料編》</p> <p><u>S3-02-01-12 地域内輸送拠点候補地</u></p> <p>S3-06-05-01 物資割当上の注意 (略)</p> <p><u>第7項</u> 応急住宅対策 (略)</p> <p><u>第8項</u> 医療・助産計画 (略)</p> <p><u>第9項</u> り災者救出計画 (略)</p> <p><u>第10項</u> 学用品等支給計画 (略)</p> <p><u>第11項</u> 災害援護資金等貸与計画 (略)</p>	<p><u>第3項</u> 食料供給計画 (略)</p> <p><u>第4項</u> 給水計画 (略)</p> <p><u>第5項</u> 生活必需物資供給計画 (略)</p> <p>2 生活必需物資の集積・配分 物資の集積配分場所_____は、<u>瑞浪市役所</u>とします。ただし、災害時の<u>市役所</u>近辺の道路渋滞・混雑を緩和するため、必要に応じて他の適切な場所へ配送拠点を分散させる等の方策をとります。 (略) 《資料編》</p> <hr/> <p>S3-06-05-01 物資割当上の注意 (略) (略)</p> <p><u>第6項</u> 応急住宅対策 (略)</p> <p><u>第7項</u> 医療・助産計画 (略)</p> <p><u>第8項</u> り災者救出計画 (略)</p> <p><u>第9項</u> 学用品等支給計画 (略)</p> <p><u>第10項</u> 災害援護資金等貸与計画 (略)</p>	

修正箇所		修正案	現計画	備考
		<p>第12項 死亡が推定される者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画 (略)</p> <p>第13項 防疫計画 【実施担当部署】 健康づくり課 _____ 上下水道課 (略)</p>	<p>第11項 死亡が推定される者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画 (略)</p> <p>第12項 防疫計画 【実施担当部署】 健康づくり課 環境課 <u>クリーンセンター</u> 上下水道課 (略)</p>	
3章 6節 14項 ～ 18項	P97	<p>第14項 清掃計画 (略)</p> <p>3 し尿の収集・処理方法 (略) 収集したし尿の処理は、原則として _____ 浄化センター等において処分します。 (略)</p> <p>4 災害廃棄物の発生への備え (略)</p> <p>また、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとします。</p> <p><u>加えて、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開するなど周知に努めます。</u></p> <p>第15項 災害義援金品募集配分計画 (略)</p> <p>第16項 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置 (略)</p> <p>第17項 災害警備活動 (略)</p>	<p>第13項 清掃計画 (略)</p> <p>3 し尿の収集・処理方法 (略) 収集したし尿の処理は、原則として <u>衛生センター及び浄化センター</u>等において処分します。 (略)</p> <p>4 災害廃棄物の発生への備え (略)</p> <p>また、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとします。</p> <p>_____</p> <p>第14項 災害義援金品募集配分計画 (略)</p> <p>第15項 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置 (略)</p> <p>第16項 災害警備活動 (略)</p>	主な修正内容 (12)

修正箇所		修正案	現計画	備考
		<u>第18項</u> その他のり災者の保護計画 (略)	<u>第17項</u> その他のり災者の保護計画 (略)	
3章 11節	P112	第11節 愛玩動物等の救援 【実施担当部署】環境課 _____ (略)	第11節 愛玩動物等の救援 【実施担当部署】環境課 <u>農林課</u> (略)	
4章 3節 1項	P117	第1項 り災者の生活支援 1 生活必需物資、復旧資材等の供給確保 (略) 2 住宅対策 市は、り災者の恒及的な住宅確保支援策として、必要に応じて、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行います。また、復興過程におけるり災者については、仮設住宅等を提供したり、公営等の空き家を活用したりして、住宅の維持を支援します。 <u>3 生活の再建支援</u> <u>市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明します。</u> <u>4 生活相談</u> (略) <u>5 職業の斡旋</u> (略) <u>6 原子力災害時の環境放射線モニタリングの実施と除染作業への協力</u> (略)	第1項 り災者の生活支援 1 生活必需物資、復旧資材等の供給確保 (略) 2 住宅対策 市は、り災者の恒及的な住宅確保支援策として、必要に応じて、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行います。また、復興過程におけるり災者については、仮設住宅等を提供したり、公営等の空き家を活用したりして、住宅の維持を支援します。 _____ _____ _____ _____ <u>3 生活相談</u> (略) <u>4 職業の斡旋</u> (略) <u>5 原子力災害時の環境放射線モニタリングの実施と除染作業への協力</u> (略)	主な修正 内容 (13)

平成30年度 瑞浪市地域防災計画新旧対照表 【災害対応マニュアル編】

修正箇所		修正案	現計画	備考
M3-06-04b	M-28	M03-06-04b ライフライン施設の応急対策 業務内容の欄 2-1-2 <u>災害時応援協定先</u> 及び <u>県</u> _____ に応援を要請する	M03-06-04b ライフライン施設の応急対策 業務内容の項 2-1-2 <u>瑞浪市建設業協会</u> 及び <u>下水道管理者</u> に応援を要請する	
M3-06-07	M-33	M3-06-07 医療・助産計画 業務内容の欄	M3-06-07 医療・助産計画 業務内容の欄	
	M-34	2-3-1 <u>重症者</u> を病院へ収容する必要がある場合、健康づくり班と協議して、医療収容施設へ移送する	2-3-1 <u>重傷者</u> を病院へ収容する必要がある場合、健康づくり班と協議して、医療収容施設へ移送する	
	M-35	6-3-1 <u>重症者</u> 等を <u>適切な</u> 医療機関に搬送する	6-3-1 <u>重傷者</u> 等を <u>後方</u> 医療機関に搬送する	
M3-06-13	M-45	M3-06-13 清掃計画 業務内容の欄 3-1-2 収集したし尿は、原則として _____ 浄化センターにおいて処理する	M3-06-13 清掃計画 業務内容の欄 3-1-2 収集したし尿は、原則として <u>衛生センター及び</u> 浄化センターにおいて処理する	

平成30年度 瑞浪市地域防災計画新旧対照表 【資料編】

修正箇所		修正案				現計画				備考
S2-02-03-03	S-32-2	S2-02-03-03 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設				S2-02-03-03 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設				
		施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	
		(略)				(略)				
		瑞浪グループホーム太陽の家	瑞浪市西小田町4-69-2	26-8548	26-8549	瑞浪グループホーム太陽の家	瑞浪市西小田町4-69-2	26-8548	26-8549	
		<u>心音ケアセンター</u> <u>瑞浪</u>	<u>瑞浪市樽上町1-45-4-2</u>	<u>56-5539</u>	<u>56-6199</u>	_____	_____	_____	_____	
		(略)				(略)				
		大湫病院	瑞浪市大湫町121	63-2231	63-2248	大湫病院	瑞浪市大湫町121	63-2231	63-2248	
		<u>日吉小学校</u>	<u>瑞浪市日吉町2370-1</u>	<u>69-2009</u>	<u>69-0013</u>	_____	_____	_____	_____	
(略)				(略)						
S2-02-04-01	S-33	S2-02-04-01 <u>地震後に緊急点検報告する農業用ダム・ため池一覧表</u> <u>*別紙1のとおり変更する。</u>				S2-07-01-01 <u>老朽ため池等状況</u>				
S2-07-01-01	S-34 S-36	S2-07-01-01 消防力の現況 (3) 消防水利の現況 <u>*別紙2のとおり変更する。</u>				S2-07-01-01 消防力の現況 (3) 消防水利の現況				
S3-01-01-01	S-42	S3-01-01-01 警報・注意報発表基準一覧表 <u>*別紙3のとおり変更する。</u>				S3-01-01-01 警報・注意報発表基準一覧表				

修正箇所		修正案	現計画	備考																																						
S3-02-01-08	S-60	S3-02-01-08 災害時応援協定等一覧 (1) 国・県・市町村	S3-02-01-08 災害時応援協定等一覧 (1) 国・県・市町村	資料編①																																						
	S62-1	<u>*別紙4のとおり変更する。</u> (2) 民間企業・団体 <u>*別紙4のとおり変更する。</u>	(2) 民間企業・団体																																							
S03-02-01-11	S-67	S3-02-01-10 災害対策基本法に基づく従事命令等 (略) (4) 損害補償 (略) M3-02-01 災害応援要請計画 <u>S3-02-01-11 応援部隊の活動拠点候補地</u> <u>応援部隊が救助・消火活動、ライフライン事業者が復旧活動等を実施する、活動拠点候補地は次のとおりである。</u>	S3-02-01-10 災害対策基本法に基づく従事命令等 (略) (4) 損害補償 (略) M3-02-01 災害応援要請計画																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>面積</th> <th>警察</th> <th>自衛隊</th> <th>緊急消防援助隊</th> <th>ライフライン事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>瑞浪中央公園</u></td> <td><u>16,600㎡</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>樽上公園</u></td> <td><u>13,000㎡</u></td> <td><u>○</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>小田西部中央公園</u></td> <td><u>10,000㎡</u></td> <td><u>○</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>市民公園（いこいの広場）</u></td> <td><u>5,200㎡</u></td> <td><u>○</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>市民野球場</u></td> <td><u>19,000㎡</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td><u>市民競技場</u></td> <td><u>24,100㎡</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称		面積	警察	自衛隊	緊急消防援助隊	ライフライン事業者	<u>瑞浪中央公園</u>	<u>16,600㎡</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>樽上公園</u>	<u>13,000㎡</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>小田西部中央公園</u>	<u>10,000㎡</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>市民公園（いこいの広場）</u>	<u>5,200㎡</u>	<u>○</u>		<u>○</u>		<u>市民野球場</u>	<u>19,000㎡</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>市民競技場</u>	<u>24,100㎡</u>	<u>○</u>
名称	面積	警察	自衛隊	緊急消防援助隊	ライフライン事業者																																					
<u>瑞浪中央公園</u>	<u>16,600㎡</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>																																					
<u>樽上公園</u>	<u>13,000㎡</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>																																					
<u>小田西部中央公園</u>	<u>10,000㎡</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>																																					
<u>市民公園（いこいの広場）</u>	<u>5,200㎡</u>	<u>○</u>		<u>○</u>																																						
<u>市民野球場</u>	<u>19,000㎡</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>																																					
<u>市民競技場</u>	<u>24,100㎡</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>																																					

修正箇所		修正案	現計画	備考																								
S3-02-01-12	S67	<p><u>S3-02-01-12 地域内輸送拠点候補地</u></p> <p><u>県から輸送される支援物資の収集や仕分け、保管を行い、避難所のニーズに応じて物資の輸送を実施する、地域内輸送拠点候補地は次のとおりである。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用可能面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>市民体育館（搬入先：第2競技場）</u></td> <td><u>600㎡</u></td> </tr> <tr> <td><u>瑞浪中央公園</u></td> <td><u>13,000㎡</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	利用可能面積	<u>市民体育館（搬入先：第2競技場）</u>	<u>600㎡</u>	<u>瑞浪中央公園</u>	<u>13,000㎡</u>																				
		名称	利用可能面積																									
<u>市民体育館（搬入先：第2競技場）</u>	<u>600㎡</u>																											
<u>瑞浪中央公園</u>	<u>13,000㎡</u>																											
S3-03-03-02	S72	<p>S3-03-03-02 ヘリコプター緊急離着陸場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>座 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>稲津小学校〃</td> <td>E137° 16' 46" N35° 20' 37"</td> </tr> <tr> <td><u>陶小学校〃</u></td> <td><u>E137° 19' 10" N35° 19' 14"</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	座 標	(略)	(略)	稲津小学校〃	E137° 16' 46" N35° 20' 37"	<u>陶小学校〃</u>	<u>E137° 19' 10" N35° 19' 14"</u>	(略)	(略)	<p>S3-03-03-02 ヘリコプター緊急離着陸場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>座 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>稲津小学校〃</td> <td>E137° 16' 46" N35° 20' 37"</td> </tr> <tr> <td><u>陶小学校〃</u></td> <td><u>E137° 19' 00" N35° 19' 10"</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>陶中学校〃</u></td> <td><u>E137° 19' 10" N35° 19' 14"</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	座 標	(略)	(略)	稲津小学校〃	E137° 16' 46" N35° 20' 37"	<u>陶小学校〃</u>	<u>E137° 19' 00" N35° 19' 10"</u>	(略)	(略)	<u>陶中学校〃</u>	<u>E137° 19' 10" N35° 19' 14"</u>	(略)	(略)	
所在地	座 標																											
(略)	(略)																											
稲津小学校〃	E137° 16' 46" N35° 20' 37"																											
<u>陶小学校〃</u>	<u>E137° 19' 10" N35° 19' 14"</u>																											
(略)	(略)																											
所在地	座 標																											
(略)	(略)																											
稲津小学校〃	E137° 16' 46" N35° 20' 37"																											
<u>陶小学校〃</u>	<u>E137° 19' 00" N35° 19' 10"</u>																											
(略)	(略)																											
<u>陶中学校〃</u>	<u>E137° 19' 10" N35° 19' 14"</u>																											
(略)	(略)																											
S3-05-03-01	S-115	<p>S3-05-03-01 防災（水防）倉庫所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>陶地区</td> <td>陶小学校</td> <td><u>瑞浪市陶町水上665-1</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区	施設名	住所	(略)			陶地区	陶小学校	<u>瑞浪市陶町水上665-1</u>	(略)			<p>S3-05-03-01 防災（水防）倉庫所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>陶地区</td> <td>陶小学校</td> <td><u>瑞浪市陶町水上664-8</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区	施設名	住所	(略)			陶地区	陶小学校	<u>瑞浪市陶町水上664-8</u>	(略)			
地区	施設名	住所																										
(略)																												
陶地区	陶小学校	<u>瑞浪市陶町水上665-1</u>																										
(略)																												
地区	施設名	住所																										
(略)																												
陶地区	陶小学校	<u>瑞浪市陶町水上664-8</u>																										
(略)																												
S3-05-03-02	S-116	<p>S3-05-03-02 防災（水防）倉庫 物資・資機材備蓄状況</p> <p><u>*別紙5のとおり変更する。</u></p>		資料編②																								

修正箇所		修正案				現計画				備考
S3-05-03-04	S118	S3-05-03-04 浸水想定区域内要配慮者利用施設				S3-05-03-04 浸水想定区域内要配慮者利用施設				
		施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	
		(略)				(略)				
		桜寿荘	瑞浪市土岐町5200	66-1211	66-1251	桜寿荘	瑞浪市土岐町5200	66-1211	66-1251	
		<u>土岐小学校</u>	<u>瑞浪市土岐町6451-4</u>	<u>68-4185</u>	<u>66-1059</u>					
	(略)			(略)						
S03-06-02-07	S-137	S03-06-02-07 瑞浪市指定避難所・指定緊急避難場所								資料編③
		(1) 指定避難所								
		<u>*別紙6のとおり変更する。</u>								
	S-140	(4) 指定緊急避難場所								
		<u>*別紙6のとおり変更する。</u>								
	S-141	(5) テント保有状況								
		<u>*別紙6のとおり変更する。</u>								
S3-06-07-04	S-160	S3-06-07-04 岐阜県医師会災害医療救護隊土岐支部編成表				S3-06-07-04 岐阜県医師会災害医療救護隊土岐支部編成表				
		<u>*別紙7のとおり変更する。</u>								
S3-06-13-01	S-179	S3-06-13-01 清掃班・浄化班の編成				S3-06-13-01 清掃班・浄化班の編成				
		車両の項、浄化班（し尿収集）の欄				車両の項、浄化班（し尿収集）の欄				
		<u>【市の保有車両】</u>								
		<u>バキューム車（10t） 1台</u>								
		<u>【委託業者の保有車両】</u>								
バキューム車（12.5t） 1台				バキューム車（12.5t） 1台						
(略)				(略)						
				<u>※委託業者の保有車両</u>						

平成30年度 瑞浪市地域防災計画新旧対照表 【様式編】

修正箇所		修正案	現計画	備考
様式35号	F-41	様式35号（災害概況即報） <u>*別紙8のとおり変更する。</u>	様式35号（災害概況即報）	
様式36号	F-42	様式36号（被害状況即報） <u>*別紙9のとおり変更する。</u>	様式36号（被害状況即報）	